

令和6年度決算における健全化判断比率 及び資金不足比率報告書

広 島 県

目 次

1 令和6年度決算における健全化判断比率報告書

(1) 総括表	1
(2) 実質赤字比率	2
(3) 連結実質赤字比率	3
(4) 実質公債費比率	4
(5) 将来負担比率	5

2 令和6年度決算における資金不足比率報告書

(1) 総括表	6
(2) 法適用企業	7
(3) 法非適用企業	10

1 令和6年度決算における健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率を次のとおり報告する。

(1) 総括表

(単位：％)

区 分	実質赤字 比 率	連結実質赤字 比 率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
令和6年度決算 健全化判断比率	—	—	14.8	188.7
(早期健全化基準)	(3.75)	(8.75)	(25.0)	(400.0)
(財政再生基準)	(5.0)	(15.0)	(35.0)	—

注 実質赤字額又は連結赤字額がない場合は、「—」を記載している。

<参 考> 比率の概要

区 分	概 要
実質赤字比率 (一般会計等の実質赤字の比率)	県税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等について、歳出に対する歳入の不足額(いわゆる赤字額)を県の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
連結実質赤字比率 (全ての会計の実質赤字の比率)	県のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、県全体としての歳出に対する歳入の資金不足額を、県の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
実質公債費比率 (公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率)	県の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を県の標準財政規模を基本とした額で除したものの3カ年間の平均値である。
将来負担比率 (地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率)	県の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額(将来負担額)を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、県の標準財政規模を基本とした額で除したものである。

(2) 実質赤字比率

ア 一般会計等の実質収支額

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出 差引額 C (A-B)	翌年度へ 繰り越す べき財源 D	実 質 収支額 E (C-D)
一般会計	1, 130, 993, 099	1, 117, 106, 660	13, 886, 439	9, 525, 713	4, 360, 726
証紙等特別会計	3, 157, 292	3, 115, 993	41, 299	0	41, 299
管理事務費特別会計	599, 207	588, 265	10, 942	0	10, 942
公共用地等取得事業特別会計	0	0	0	0	0
公債管理特別会計	306, 711, 796	306, 711, 796	0	0	0
母子・父子・寡婦福祉資金特別会計	511, 252	150, 636	360, 616	360, 616	0
中小企業支援資金特別会計	1, 597, 392	526, 728	1, 070, 664	1, 070, 664	0
水産振興資金特別会計	8, 350	21	8, 329	8, 329	0
県営林事業費特別会計	668, 876	591, 376	77, 500	77, 500	0
県営住宅事業費特別会計	7, 213, 584	6, 799, 599	413, 985	108, 461	305, 524
高等学校等奨学金特別会計	4, 704, 389	544, 948	4, 159, 441	4, 159, 441	0
計	1, 456, 165, 237	1, 436, 136, 022	20, 029, 215	15, 310, 724	4, 718, 491

(単位：千円)

イ 標準財政規模	599, 882, 425
うち、臨時財政対策債発行可能額	5, 545, 358

(単位：%)

ウ 実質赤字比率	—	※実質収支比率 0.78%
----------	---	---------------

注 実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

【算定式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 アのE欄の計 (※マイナスの場合のみ)}}{\text{標準財政規模 イ}}$$

(3) 連結実質赤字比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 一般会計等の実質収支額の計	4,718,491	(2) アのE欄の計
イ 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額	8,336,494	
国民健康保険事業費特別会計	8,336,494	
ウ 公営企業会計の資金不足額又は資金剰余額 (①+②+③+④)	1,338,300	※資金不足額がある場合は、マイナス (△) で表示する。
① 病院事業会計	210,797	
② 流域下水道事業会計	1,127,503	
③ 土地造成事業会計	0	
④ 港湾特別整備事業費特別会計	0	
エ 標準財政規模	599,882,425	※臨時財政対策債発行可能額を含む。

(単位：%)

オ 連結実質赤字比率	—	※連結実質収支比率 2.39%
------------	---	--------------------

注 連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

【算定式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 ア+イ+ウ (※マイナスの場合のみ)}}{\text{標準財政規模 エ}}$$

(4) 実質公債費比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 地方債の元利償還金 (公債費充当一般財源等額)	79,530,233	※繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金除く。
イ 準元利償還金	79,526,659	満期一括償還地方債の1年当りの元金償還金相当額など
ウ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	80,471,714	災害復旧費等に係る基準財政需要額など
エ 標準財政規模	599,882,425	※臨時財政対策債発行可能額を含む。

(単位：%)

オ 実質公債費比率(単年度)	15.1	R4 14.7% R5 14.8%
----------------	------	----------------------

(単位：%)

カ 実質公債費比率(3か年平均)	14.8	
------------------	------	--

【算定式】

$$\begin{aligned}
 \text{実質公債費比率} &= \frac{\begin{array}{l} \text{地方債の元利償還金 ア} + \text{準元利償還金 イ} \\ - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ウ} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模 エ} \\ - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ウ} \end{array}}
 \end{aligned}$$

(5) 将来負担比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 一般会計等に係る地方債の現在高	2,327,066,744	
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	1,063,345	公共用地先行取得に要する経費に係る支出予定額など
ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額	15,633,601	病院事業会計等への繰入れ見込額
エ 組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	82,077	
オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	149,640,939	
カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	16,227,331	公的信用保証に係る負担見込額など
キ 連結実質赤字額	0	
ク 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0	
ケ 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	438,226,167	
コ 地方債の償還等に充当可能な特定の歳入	25,289,380	住宅使用料など
サ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	1,065,793,060	
シ 標準財政規模	599,882,425	※臨時財政対策債発行可能額を含む。
ス 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	80,471,714	災害復旧費等に係る基準財政需要額など

(単位：%)

セ 将来負担比率	188.7	
----------	-------	--

【算定式】

$$\begin{aligned}
 & \text{将来負担額} \quad [\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ} + \text{オ} + \text{カ} + \text{キ} + \text{ク}] \\
 & \quad - (\text{充当可能基金額} \quad \text{ケ} + \text{特定財源見込額} \quad \text{コ}) \\
 & \quad + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \quad \text{サ}) \\
 \text{将来負担比率} &= \frac{\text{将来負担額}}{\text{標準財政規模} \quad \text{シ}} \\
 & \quad - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \quad \text{ス}
 \end{aligned}$$

2 令和6年度決算における資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率を次のとおり報告する。

(1) 総括表

(単位：％)

区 分	法適用企業			法非適用企業
	宅地造成事業以外		宅地造成事業	宅地造成事業
	病院事業会計	流域下水道事業会計	土地造成事業会計	港湾特別整備事業費特別会計
令和6年度決算 資金不足比率	—	—	—	—
(経営健全化基準)	(20.0) ※公営企業ごと			

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

<参 考> 比率の概要

区 分	概 要
資金不足比率 (公営企業ごとの資金不足の比率)	一般会計等の実質収支にあたる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率を表したものである。

(2) 法適用企業

ア 宅地造成事業以外の事業を行う法適用企業

① 資金不足額

(単位：千円)

会 計 名	流動負債 A	算入地方債 B	流動資産 C	資金不足額 又は資金剰余額 D (A+B-C)
病院事業会計	5,857,080	0	6,067,877	△210,797
流域下水道事業 会計	2,140,142	0	3,267,645	△1,127,503

注1 流動負債は、控除企業債等の控除額を除いたものである。

注2 算入地方債は、建設改良費以外の経費に充てるために起こした地方債現在高である。

注3 流動資産は、控除財源等の控除額を除いたものである。

注4 D欄がマイナス(△)の場合は、資金剰余額となる。

② 事業の規模

(単位：千円)

会 計 名	事業の規模 E	備 考
病院事業会計	25,739,758	
流域下水道事業 会計	4,747,832	

注 事業の規模は、営業収益から受託工事収益を除いたものである。

③ 資金不足比率

(単位：%)

病院事業会計	—	※資金剰余比率 0.8%
流域下水道事業会計	—	※資金剰余比率 23.7%

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

【算定式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{D 資金不足額}}{\text{E 事業の規模}}$$

イ 宅地造成事業を行う法適用企業

① 資金不足額

(単位：千円)

会 計 名	流動負債 A	算 入 地方債 B	流動資産 C	土地評価 差額 D	計 E ((A+B)-(C-D))
土地造成事業会計	31,993	0	1,003,765	225,186	△746,586

注1 流動負債は、控除企業債等の控除額を除いたものである。

注2 算入地方債は、建設改良費以外の経費に充てるために起こした地方債現在高である。

注3 流動資産は、控除財源等の控除額を除いたものである。

注4 土地評価差額は、販売用土地について、次により計上している。

- ・未売出土地は、帳簿価格を計上している。
- ・売出を開始している土地は、時価（販売経費等見込額を含む。）が帳簿価格に満たない場合、その差額を計上している。

(単位：千円)

会 計 名	地方債残高 F	長期借入金 G	計 H (F+G)	資金不足額 又は資金剰余额 I ・ E>0 場合、E ・ E<0 場合、 「E+H」又は「0」の いずれか小さい方
土地造成事業会計	4,062,100	0	4,062,100	0

注 地方債残高は、地方債現在高から流動負債として整理されている地方債現在高を除いたものである。

② 事業の規模

(単位：千円)

会 計 名	資本の額 J	負債の額 K	事業の規模 L (J+K)	備 考
土地造成事業会計	△1,152,499	4,238,446	3,085,947	

③ 資金不足比率

(単位：%)

土地造成事業会計	—	※資金剰余比率なし
----------	---	-----------

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

【算定式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{I 資金不足額}}{\text{L 事業の規模}}$$

(3) 法非適用企業

ア 宅地造成事業を行う法非適用企業

① 資金不足額

(単位：千円)

会 計 名	歳出額 A	算 入 地方債 B	歳入額 C	土地収入 見込額 D	計 E (A+B-C-D)
港湾特別整備事業費特別会計	19,084,648	0	19,292,899	6,048,839	△6,257,090

注1 算入地方債は、建設改良費以外の経費に充てるために起こした地方債現在高である。

注2 歳入額は、繰越明許費繰越額等を除いたものである。

注3 土地収入見込額は、売出を開始している土地について、時価（販売経費等見込額を含む。）と帳簿価格を比較し、いずれか低い額を計上している。

会 計 名	地方債残高 F	長期借入金 G	計 H (F+G)	資金不足額 又は資金剰余額 I ・E>0 場合、E ・E<0 場合、 「E+H」又は「0」の いずれか小さい方
港湾特別整備事業費特別会計	40,710,700	0	40,710,700	0

② 事業の規模

(単位：千円)

会 計 名	事業の規模 J	備 考
港湾特別整備事業費特別会計	3,570,577	

注 事業の規模は、営業収益に相当する収入から受託工事収益に相当する収入を除いたものである。

③ 資金不足比率

(単位：%)

港湾特別整備事業費特別会計	—	※資金剰余比率なし
---------------	---	-----------

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

【算定式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{I 資金不足額}}{\text{J 事業の規模}}$$